

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言する。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指す。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進める。

（個別項目）

- 施工管理アプリ等 IT ツールを活用して情報共有を正確かつ迅速に行い、協働する施工現場における安全性・生産性の向上に取り組む。
- 協力事業者の社員も含めて実施している各種健康診断の結果を基に、健康被害の予防のための助言及び支援に取り組む。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組む。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行わない。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定する。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定する。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指す。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行う。

② 手形などの支払条件

下請代金について、交友会員事業者に対しては支払金額が税込み 300 万円未満（その他の事業者は 200 万円未満）の支払いにおいては全て現金で支払う。また労務比率が 6 割以上の案件においては支払金額に関わらず全て現金で支払う。尚、手形で支払う場合は、支払サイトを 60 日とし、手形割引を希望する場合は割引料・取立料を下請事業者の負担とはしない。

③ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示および知的財産権の無償譲渡などは求めない。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行わない。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮する。

3. その他（任意記載）

当社は「安心・快適な生活空間を創造する事業を通して、オンリー・ワンの品質とサービスを提供し、繁栄と幸福を自他共に実現する。」という経営理念に基づき、社員及び協力事業者の安全と健康を確保しながら、地域社会の発展に貢献できるよう事業を展開している。今後も多様化するニーズに応え、取引先との公正な取引の実施を通して良好な信頼関係の維持・向上に努め、強固なパートナーシップを構築していく。

令和5年11月1日

（令和6年9月6日更新）

那須土木 株式会社

企 業 名

代表取締役社長 玉木 勇介

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載される。